

平成25年4月1日

新潟市水道局
入札参加者各位

新潟市水道局
総務部経理課

契約時における暴力団排除に関する誓約書の提出について（お願い）

本市における暴力団排除を推進し、市民の安全・安心な生活を確保し、社会地域活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成25年4月1日から新潟市暴力団排除条例が施行されました。

この条例の施行に伴い、新潟市水道局が発注する工事・建設コンサルタント業務委託の契約締結時に受注者自らが暴力団員及び暴力団と密接な関係者ではない旨の誓約書を提出していただくことといたしました。

つきましては、条例の趣旨をご理解いただき、誓約書の提出についてご協力をお願いいたします。

記

1. 誓約書提出対象案件

- (1) 建設工事：予定価格250万円超の案件に係る契約
- (2) 建設コンサルタント：予定価格100万円超の案件に係る契約

2. 誓約書様式について

○誓約書の様式は水道局ホームページに掲載いたします。

【掲載カテゴリー】水道局事業所窓口>水道局各種様式集
>入札・契約関係書類様式,要綱集>契約関係

3. 提出方法等

- (1) 提出の負担軽減を図るため、年度最初に契約した案件は誓約書原本を提出していただき、以後の契約時には写しの提出でかまいません。
- (2) 一般競争入札の場合は、資格審査書類提出時に提出願います。
- (3) 指名競争入札の場合は、契約書持参時に提出願います。

4. 適用年月日

○平成25年4月1日以降契約する案件から適用

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・氏名

印

当社（私）は、新潟市水道局と工事（業務委託）契約を締結し、その債務を履行するに際し次の事項を誓約いたします。

1 当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、契約締結から履行完了まで次のいずれにも該当することはありません。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- （2）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- （3）暴力団員と認められる者
- （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- （6）法人にあつては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- （7）法人にあつては、その役員のうちに（3）から（5）までのいずれかに該当する者がある者

2 1の誓約事項に虚偽の内容があつた場合又は以下（1）若しくは（2）に該当する場合には、新潟市水道局に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めるとともに、その事実を公表されても異存ありません。

- （1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1（1）～（7）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （2）自社が、1（1）～（7）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、新潟市水道局が自社に対して当該契約の解除を求め、自社がこれに従わなかったとき。

受付印